

ID: 219

担当部署: 健康福祉部 社会福祉課 障がい福祉係

処分の概要	助成金の返還		
例規名 根拠条項	名寄市重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例 第13条		
例規番号	平成18年条例第133号		
<p>【根拠条文】 (助成金の返還) 第13条 市長は、偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた者又はその保護者から当該助成額の全部又は一部を返還させることができる。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	年 月 日